

パートタイム・有期雇用労働法 説明会・個別相談会

令和2年4月1日施行

(中小企業の適用は令和3年4月1日)

参加費無料!

要事前申込
先着順

「働き方改革」は、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革です。この改革の推進のため、働き方改革関連法が、本年4月1日から順次施行されています。

愛媛労働局では、パートタイム・有期雇用労働法の内容を中心に、法改正の内容や法に沿った取組を進めるための手順や各種支援制度等について理解を深めていただくため、下記のとおり説明会を開催いたします。

本説明会では、当局職員が改正法について説明し、終了後は個別相談会を実施します。

■開催日・会場

松山

令和元年12月5日(木)

①午前の部10:00~11:20

②午後の部13:30~15:40

松山若草合同庁舎7階共用大会議室

所在地：松山市若草町4-3

電話：089(935)5222

12月5日(木)②午後の部は
定員に達しましたので、申込を締め切りました。
①午前の部は申込受付中です。

四国中央

令和元年12月11日(水)

土居文化会館(ユ一ホール)

2階大会議室

所在地：四国中央市土居町入野939

電話：0896(28)6353

13:30~15:40

■定員

各会場80名

■対象者

事業主、企業の人事労務担当者等

■申込期限

令和元年11月29日(金)まで

※裏面申込書にご記入の上、FAX等によりお送りください。

※定員に達した場合には、別会場をご案内させていただく場合がございます。

〈問合せ先〉愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

☎089(935)5222

■説明内容

雇用形態に関わらない公正な
待遇の確保について

- ◆不合理な待遇差の禁止
- ◆待遇に関する説明義務の強化
- ◆同一労働同一賃金ガイドライン
- ◆取組手順書の活用方法

労働時間法制の見直しについて

- ◆残業時間の上限規制
- ◆年次有給休暇の年5日取得(企業に義務付け)など

